

令和5年第5回定例会

江東区教育委員会会議録

令和5年5月26日（金）

江東区教育委員会

令和5年第5回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和5年5月26日(金)午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年5月26日(金)午前11時13分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、本田和恵(教育長職務代理者)、
安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、
西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、
飯塚指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、
木内教育支援課長(教育センター所長兼務)、笠間地域教育課長、
榎本江東図書館長、関戸深川図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第18号 令和5年度江東区一般会計補正予算(第2号)に関する意見聴取
 - 日程第2 議案第19号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取
 - 日程第3 議案第20号 江東区奨学資金条例に関する意見聴取
 - 日程第4 議案第21号 江東区立明治小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第5 議案第22号 江東区立明治小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第6 議案第23号 江東区立明治小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第7 議案第24号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立第二大島小学校改築工事)
 - 日程第8 議案第25号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立第二大島小学校改築電気設備工事)
 - 日程第9 議案第26号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立第二大島小学校改築機械設備工事)
 - 日程第10 議案第27号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第11 議案第28号 江東区立東雲図書館改修工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第12 議案第29号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 7 報告事項

(1) 令和5年度江東区立中学校生徒海外短期留学について ほか

8 協議事項

(1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について

9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和5年第5回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について、傍聴したい旨1名のお申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により、傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第18号 令和5年度江東区一般会計補正予算（第2号）に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 議案第18号 令和5年度江東区一般会計補正予算（第2号）に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年5月26日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、補正予算（第2号）について、御説明いたします。

資料1を御覧願います。1枚おめくりいただき、1ページの「令和5年度江東区一般会計補正予算（第2号）総括」を御覧ください。

今回の本部全体の補正額は、346,200万円の増額で、補正前の額に対して、1.015%の伸びとなっております。歳入増の主なものは、第18款、繰入金の29億7,904万円であります。歳出は第3款、民生費が最多で、2,397,942千円。続いて、第7款、教育費。そして、第4款、衛生費の順となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について、御説明いたします。2ページの歳入歳出予算総括を御覧ください。

歳入は、60,689千円の増額、歳出は941,804千円の増額となっております。

次に、歳入について御説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、3ページ。歳入事項別明細書を御覧ください。第15款、都支出金、

第6、教育費補助金、被災児童生徒就学支援等事業補助金は、東日本大震災の被災地生徒に対して、区が就学援助費を支給した場合に、都を通じて国から支給される補助金について、学校給食費の無償化に伴い、対象児童生徒への給食扶助費の支給額が減額するため、減額するものでございます。校内別室指導支援員配置事業補助金は、適応指導教室事業で新たに配置する支援の経費に係る補助金でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。4ページからの(3)歳出事項別明細書を御覧ください。第7款、教育費、第1項、教育総務費、第3目、教育事業費の事業1、適応指導教室事業では、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心して自己存在感や充実感が感じられる場所を校内に設置して対応できるよう、支援員を配置するもので、6,093万円を計上しております。

5ページを御覧ください。第2項、小学校費、第2、教育振興費の事業1、小学校就学援助事業は令和5年10月から実施予定の学校給食費の無償化に伴い、就学援助対象者の給食費は、就学援助費としてではなく、小学校給食運営事業で支出されるため、10月分以降の区立小学校就学者の給食扶助費を減額するものでございます。

第3目、学校給食費の事業1、小学校給食運営事業は、議会をはじめ、子育て世帯に対する負担軽減を求める効果が多いこと等を踏まえ、少子化対策として区立小学校における学校給食費を無償とするもので、749,946千円を計上しております。

6ページを御覧ください。第3項、中学校費、第2目、教育振興費の事業1、中学校就学援助事業及び第3目、学校給食費の事業1、中学校給食運営事業につきましては、先ほどの小学校費と同様の理由によるものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、補正予算の説明を終わります。

本多教育長 本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に日程第2 議案第19号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 議案第19号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年5月26日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 それでは、議案第19号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する
民事訴訟の提起について、御説明をいたします。

今般は滞納案件2件に係る訴訟でございます、訴訟の当事者は、原告
が江東区、被告は借受人及び連帯保証人でございます。

事件の訴えの要旨でございますが、奨学金として貸し付けた金額全額
について、区から再三の督促にも関わらず返還に応じないことから、支
払いを求めるために訴訟を提起するものでございます。

詳細につきまして、資料2をお願いいたします。まず、江東区奨学資
金の貸付金でございますが、生計上の理由で高等学校等への就学が困難
な区内在住の生徒に対し、入学準備金や授業料を貸し付ける事業でござ
いまして、昨年度まで実施していたものでございます。これまでに3,
733人、約18億円余を貸し付けたという実績がございます。現在、
61件、約1,700万円の滞納という形でございます。

債権の回収につきましては、区の私債権の管理条例に基づき、滞納案
件については、回収業務及び滞納業務について、弁護士事務所に委託を
してございます。委託件数につきましては、資料記載のとおりでござい
ます。

次に、今回の返還請求に係り、民事訴訟の提起については、督促・催
告が届いているにも関わらず連絡がないもので、記載の2件でございま
す。貸付金額につきましては、110万円余と33万円余となっております。
いずれも返還開始から一度も返済がされず、区及び弁護士からの
再三の督促、連絡に応じない案件で、債権回収につきましては、訴訟
の提起が必要となっております。

訴訟を提起することによりまして、時効の完成猶予・更新の効果を有
するとともに、訴訟が契機となりまして、借受人との協議が進めば、和
解などにつながるというところも期待できるものでございます。

2ページを御覧ください。今後の流れでございますが、本委員会で御
可決いただければ、区議会に上程、区議会の御可決の後に訴えの提起、
口頭弁論を経て判決となるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきま
すようお願いいたします。

本多教育長 本案について、質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

今回の方は、もう弁護士さんに委託されているかと思うのですが、区としても、直接お邪魔したりという行動は取っていらっしゃらないものなのでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 区から直接より弁護士さんのほうで、督促なりをしていただいておりますので、その中でもなお返事がないという状況でございます、なかなかもう連絡が今取れないという状況でございます。居住確認はしているのですけれども、その先の連絡が、もう相手が拒否しているという状況でございますので、これはもう訴訟しかないかなというところで、今回は訴訟を提起するというところでございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 この御家庭が、本当に貧困とか支払が困難であったりとか、説明を求めるとい話なのですが、そういうのは区側でも一定の調査によって分かる部分はあるのかなと思うのですけれども、そういうことは特にしないで、御家庭の状況というのは、分からないままなわけですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 通常ですと、御連絡が取れて、その中のお話の中でやるというところでございます。あくまで私契約になりますので、訴訟を提起しないと、本人の財産開示とかそういうところにも進んでいきませんので、まずは今回訴えを提起して、連絡が取ればその中でやっていきますが、さらにそうでない場合については、財産開示とかもやっていきますので、その中で貧困の状況等々については把握しているというふうに考えているところでございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。家庭というかこの支払いをするべき方という意味では、このまま進めていただくのがいいのかなと思うのですけれども、この先に子どもがいるはずなので、そのお子さんの状況とか、もし問題が起きていなければいいなと心配するところなので、何か連携しながら見守っていただきたいなという気持ちです。

本多教育長 それは要望でよろしいですか。

安部委員 はい。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これで決定いたします。

次に、日程第3 議案第20号 江東区奨学資金条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 議案第20号 江東区奨学資金条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年5月26日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 それでは、議案第20号 江東区奨学資金条例の制定について、御説明をいたします。

資料につきましては、3-1を御覧ください。まず、条例の制定の理由でございますが、これまで御報告しておりましたとおり、本年度から給付型の奨学資金制度を実施するに当たりまして、新たな条例の制定が必要となることから、制定するというところでございます。

条例案の概要につきましては、項番2に記載のとおりでございまして、後ほど条例に沿った制度概要につきましては、資料3-3により御説明をいたします。

先に進みまして施行期日でございますが、令和5年7月1日としてございます。条例案文につきましては、2ページ以降。また、条例に附属します条例施行規則の案文につきましては、3-2のとおりでございますので、後ほど御参照ください。

すみません、資料飛びまして、資料3-3を御覧ください。こちらで、条例規則に沿いまして、制度の概要について御説明をいたします。

まず、制度の目的でございますが、高等学校等への進学に際し、学習意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な者に対し、必要な支援をすることで、学業に専念できる環境を整備するというところでござ

ざいます。

次に、資格でございますが、項番2の(1)から(5)に記載のとおりでございます。制度の趣旨を踏まえまして、区内の居住、成績、収入の要件のほかに、同種の学資金の支給を受けていないこと、生活保護法による保護を受けていないことも併せて要件としてございます。

次に、支給額、支給期間でございます。支給額につきましては、学資金が月額1万円、年額で12万円でございます。入学準備金が10万円で、支給期間につきましては、高等学校等の正規の修学期間としてございます。通常であれば3年でございますが、高専など4年のところについては、4年間支給するという形でございます。

次に、学資金等の支給取消しでございますが、傷病等により復学の見込みがない場合、著しい学位注意力の低下が見込まれる場合などを項番4の1から7に記載のとおりでございます。

すみません、2ページを御覧ください。次に、奨学資金貸付審査会でございます。学資金等の支給の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関といたしまして、奨学資金審査会を置くものでございます。

審査会の所掌事項につきましては、(1)に記載のとおりで、成績要件、収入要件の決定、奨学生の決定などを行うものでございます。

組織につきましては、(2)に記載のとおりでございます。

最後に経過措置でございます。本条例の施行に伴いまして、従前の貸付けのほうの条例。こちらについては廃止といたします。ただし、貸付け及び返還等につきましては引き続きありますので、貸付条例の例により実施するものとするという経過措置を設けて附則で定めております。

また、旧貸付条例により貸付けを令和6年度に受けている奨学生。これは現在の高校1年生、2年生に該当するのですけれども、こちらにつきましては、申請の実施による経過措置として、この後設置されます審査会が認めたものにつきましては、給付型に移行するということができる。いわゆる貸付制度が始まったときに高校に在学している人で要件を満たす人については、給付型に移行できるという形の制度にしてございます。

説明は、以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いをいたします。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 現時点でのこの制度の対象者、対象予定者は何名ぐらいいるというふうに踏んでいるのかと同時に、予算はどのぐらい考えているのか教えてほしい。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 対象者というか申込者の想定は、収入要件と成績要件がまだ、すみません、最終的には審査会の中で決定していくというところになりますので、なかなか予想がつかないというところではありますが、予算上は今募集の予定は50名程度という形で考えてございます。

最終的には、成績要件で判定をすると、同点というのでしょうか、小数点以下も同じという場合も想定されますので、その場合については10名程度のバッファを持っていきますので、最大で予算的には60名というところを今確保しているという状況でございます。

以上です。

本多教育長 鈴木委員、よろしいですか。
鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、大体予算というのは60名として、お幾らぐらいの予算を考えていらっしゃいますか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 すみません、まずは予算的には、今年度は入学準備金のみ必要になりますので、10万円×60人分の予算になります。

本多教育長 よろしいでしょうか。
ほかいかがでしょうか。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。こちらは今まで貸与型だったものが給付型に変わるよということで、基本的な内容はそれを移行しているという理解をしています。こちらは、私立の学校に進学するとかでも全然関係なく問わずという理解で合っていますか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 おっしゃるとおり私立も含めてという形でございます。規則のところ、具体的にどういう学校が対象になるかというところは、具体的には記載させていただいていますので、基本的には私立公立問わず、高校、専修学校問わずという形で、高校への進学については、対象者には支給するという形で考えてございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。もう1点、主旨とは違うのかもしれないのですけれども、基本的にこれはこれから入学するよという子に対しての審査をして、入学に合わせて「どうぞ」という形だと思うんですけども、例えば修学中にこういう困難な状況になった場合は、これは適用されますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 本条例の対象ではないという形になりますので、基本的には、これは高校進学の際に、基本的には決定をするという形になっていますので、途中で困難になった場合というのは、種々貸付制度ですとか、もしくは授業料の免除ですとか、そういったものもございますので、そういった御相談があればそういうところを御案内していくのかなというところがございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第4 議案第21号 江東区立明治小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取。日程第5 議案第22号 江東区立明治小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取。日程第6 議案第23号 江東区立明治小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取は、いずれも明治小学校改修に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 議案第21号 江東区明治小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取。議案第22号 江東区立明治小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取。議案第23号 江東区立明治小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年5月26日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、議案第21号から第23号まで一括して御説明いたします。

まず、議案第21号について、御説明します。本件は区の長期計画に基づく大規模改修工事でございます。こちらは建築工事となりますが、5月22日に一般競争入札が行われ、記載の新日本・アートクリアー建設共同企業体が16億2,250万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料4に、入札結果を添付しており、落札率は99.0%でございます。

続きまして、議案第22号について、御説明します。本工事は議案第21号に伴う電気設備改修工事でございます。5月19日に一般競争入札が行われ、記載の新和・カタヤマ建設共同企業体が、4億1,305万円で落札し、仮契約を結んだところであります。資料5に入札結果を添付しており、落札率は94.0%でございます。

続きまして、議案第23号について、御説明します。本工事は議案第21号に伴う機械設備改修工事でございます。5月19日に一般競争入札が行われ、記載の大進・協和建設共同企業体が4億9,500万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料6に入札結果を添付しており、落札率は98.6%でございます。

いずれの議案とも、第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。また、工期末につきましては、令和6年6月28日まででございます。

説明は、以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

本多教育長 本案について、質疑願います。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第4、日程第5及び日程第6について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第7 議案第24号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立第二大島小学校改築工事)、日程第8 議案第25号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立第二大島小学校改築電気設備工事)、日程第9 議案第26号 議決を得た契約の

契約変更に関する意見聴取（江東区立第二大島小学校改築機械設備工事）は、いずれも第二大島小学校改築に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 議案第24号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取、議案第25号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取、議案第26号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年5月26日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、議案第24号から第26号まで一括して御説明いたします。まず、議案第24号について御説明いたします。

まず、変更理由についてですが、令和4年第2回区議会定例会で議決を得た、江東区立第二大島小学校改築工事請負契約において、工事着手後、地中障害物等に対し、新たな追加工事が必要となったため、追加工事に係る費用についての増額変更を行うものでございます。

また、技能労働者への適切な賃金水準の確保を目的とした、国土交通省からの通知に基づき、賃金等の急激な変更に対処するためのインフレスライド条項を適用し、増額変更を行うものでございます。

変更内容としましては、契約金額32億7,580万円に対し、変更後の金額は34億1,732万6,000円で、差額は1億4,152万6,000円でございます。

裏面を御覧願います。工事変更概要につきましては、（1）の地中障害物等撤去工事で、変更金額が6,719万9,000円となっており、加えて（2）の計算式により算出したスライド額を増額するものでございます。

契約の相手方は、多田・新日本・中島松男建設共同企業体で、工期は、令和4年6月30日から令和6年6月28日までで、工期の延長は行いません。

続きまして、議案第25号について御説明します。まず、変更理由についてですが、令和4年第2回区議会定例会で議決を得た江東区立第二大島小学校改築電気設備工事請負契約において、先ほどの議案24号の変更理由で御説明をいたしましたインフレスライド条項を運用し、増額変更を行うものでございます。

変更内容としましては、契約金額3億6,300万円に対し、変更後の金額は3億6,873万1,000円で、差額は573万1,000円でございます。

裏面を御覧願います。工事変更概要につきましては、記載の計算式により算出したスライド額を増額するものでございます。

契約相手方は、ヤマト・ニッショウ建設共同企業体で、工期は令和4年6月30日から令和6年6月28日まで、工期の延長は行いません。

続きまして、議案第26号について御説明します。まず、変更理由についてですが、令和4年第2回区議会定例会で議決を得た江東区立第二大島小学校改築機械設備工事請負契約において、こちらも同じくインフレスライド条項を運用し、増額変更を行うものでございます。

変更内容としましては、契約金額5億4,780万円に対し、変更後の金額は、5億7,307万8,000円で、差額は2,527万8,000円でございます。

裏面を御覧願います。工事変更概要につきましては、記載の計算式において算出したスライド額を増額するものでございます。

契約の相手方は櫻井・協和建設共同企業体で、工期は令和4年6月30日から令和6年6月28日までで、工期の延長は行いません。

説明は、以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

本多教育長 本案について、質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。まず1点目が、地中障害物というのは、具体的にはどんなものか言えるものなのでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 今回、二大小のももとの学校が建っていたわけですが、さらに以前に建っていた学校の基礎が残っていたという状況でございます。

最近ですと、基礎工事行いますので、当然全部撤去するというのが一般的でございますが、以前の工事ではそういう残置物を残したまま工事をしていたという経緯がありまして、今回それが出てきたという状況でございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。それは、じゃあ区としても分からなかったと

ということになりますか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 区としても、そのところは実際に工事に入ってみないと分からなかったという状況でございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。じゃあ、もう1点。物価の高騰で賃金をスライドさせるということで、成長に合わせるということだと思っておりますけれども、既に工事が始まっているものだと思うので、この適用は、この賃金の増額分というのは、いつからの分に対してお支払いをするという意味合いになりますか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 当初、昨年6月30日に契約をしているわけですが、その後、物価の上昇に伴いまして、起算日を設定してございます。それは今年の3月に設定しておりまして、そこから後の、まだ下請契約がされていない工事に関しまして、所定の計算式において算出して、その分を適用するという内容のものでございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員、よろしいですか。

安部委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第7、日程第8及び日程第9について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に日程第10 議案第27号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 議案第27号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する

る意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年5月26日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 それでは、資料7を御覧ください。議案第27号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、区立川南幼稚園を令和5年9月末で廃園とするために提案するものでございます。

川南幼稚園につきましては、区立幼稚園園児数の減少を受けまして、平成30年度に策定しました、江東区立幼稚園の今後の在り方に関する基本方針及び実施計画の中で、令和6年度末での廃園としておりました。しかしながら、令和4年度及び5年度の園児募集に対する応募人数が、基準となる5名に満たず、学級編制を行えなかったことがありまして、本年4月から休園を経まして、物品処分が終了する9月末に廃園とするもので、令和4年度第5回の臨時会において御報告をさせていただいているところでございます。

今回の改正では、別表中の川南幼稚園の名称と位置を削除いたします。施行期日は令和5年10月1日としてございます。

今後の予定でございますが、令和5年第2回区議会定例会に議案を提出し、議決されましたら、東京都に廃園の届出を提出し、決定となる運びでございます。

次に、幼稚園廃園後の跡地活用についてでございます。川南幼稚園の跡地につきましては、現幼稚園を改修しまして、項番5の(1)、(2)にあるとおり、川南小学校の少人数教室、及び校内きつずクラブとすることとしたところでございます。

川南小学校は、収容対策上令和6年4月から、教室数が不足する見込みであり、現在の少人数教室を普通教室として活用する必要があることから、跡地に新たに少人数教室を整備するものでございます。

また、現在、川南小学校のきつずクラブB登録につきましては、校外クラブとなっておりますが、跡地を活用して、校内きつずクラブとして、令和6年度から実施するものでございます。

なお、幼稚園跡地の改修につきましては、早期に実施することが必要であるため、既存の学校改修に係る予算を流用して対応する予定でございます。

私からの説明は、以上でございます。よろしく御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本多教育長 本案について、質疑願います。
安部委員。

安部委員 ありがとうございます。外れちゃうかもしれないんですけども、川南幼稚園さんなくなりますよと。代わりにその施設を利用して、小学校としての不足分を活用しますよという意味ですと、一応敷地的には、あの川南幼稚園の敷地は、もう今後は川南小学校となるという認識でいいのでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 川南幼稚園の敷地という意味では、教室が川南小学校の一部になるということと、きっずの利用となるということで、正確にはなかなか完全に一部というのは難しいかもしれないですけども、川南小学校ときっずで利用するという定義の中で使わせていただくということになります。

本多教育長 安部委員。

安部委員 特に併設というのは理解しているので、そこは別にいいんですけども、ごめんなさい。理解していないんですが、校舎間というのは、スムーズに行けるものなんですか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 一応仕切りはあるんですけども、そこはスムーズに行ける状態となっております。そういう状況でございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 きっずクラブなんですけれども、現在校外にB登録があって、改修後は校内に入ってくるということなんですけども、校外のB登録の敷地といいますか、施設というのはどこにあって、その後はどうなるのか聞きたいんですけども。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 現在、川南小学校のきっずにつきましては、近くでございます千田児童館、そちらの中にB登録の機能を有しております。そして、そこに今現在107名の川南小学校のお子さんが通っていますので、基本的には

全部とはいませんが、その大半が小学校のほうに移ってくるかなと。

ただ、跡地の千田児童館につきましては、特別支援学校に通われているお子さんが利用していたり、また、私立の小学校を利用されているお子さん、そういった方がいらっしゃると。また、御自宅から川南小学校よりも千田児童館が近いお子さんもいらっしゃいますので、そういう方が残られるのかなといったことで、今後の利活用という話で行きますと、まだしばらくは継続されるといったところでございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第10について、議案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に日程第11 議案第28号 江東区立東雲図書館改修工事請負契約に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村事務局次長 議案第28号 江東区立東雲図書館改修工事請負契約に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年5月26日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 榎本江東図書館長。

榎本江東図書館長 それでは、議案第28号について、御説明いたします。

この工事は、東雲図書館が平成9年の開館から26年が経過していることから、老朽化した建物の大規模改修を行うものでございます。

5月17日に、一般競争入札が行われ、記載のとおり、株式会社入沢工務店が1億9,734万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料8に入札の結果を添付しておりますが、落札率は93.1%でございます。

本議案につきましては、第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。

また、工期末につきましては、令和6年3月22日まででございます。説明は、以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本案について、質疑願います。
よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。日程第11について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
次に日程第12 議案第29号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。
本案について、事務局より説明願います。
次長。

杉村事務局次長 議案第29号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。
上記の議案を提出する。
令和5年5月26日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 それでは、議案第29号について御説明いたします。
恐れ入ります。資料9を御覧ください。1、改正の理由でございますが、豊洲図書館の分館として、新たに江東区立有明こども図書館を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。
2、改正の概要でございますが、(1)江東区立有明こども図書館の名称及び位置について、新たに規定をいたします。また、(2)として、分館の運営に関する規定を定めるものでございます。具体的な条例の変更箇所につきましては、3に記載のとおり、2ページ及び3ページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御参照ください。施行日につきましては、こちらに記載のとおり、教育委員会規則で定める日から施行することとしております。
説明は、以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本案について、質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。不勉強で申し訳ないのですが、分館というものについて簡単に御説明いただけると助かるんですが。

本多教育長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 分館でございますけれども、特に法律上特段の定義があるものではございませんで、一般的には本館の外部に設置する図書館の施設で、小規模な独立した図書館としての機能を有するものということでございます。小規模でありますので、所蔵資料が少数であること。また、本館と一体的な運営を行うことで、ほかの館の資料の取り寄せなどを行って、貸出・返却を行う施設となっております。

本多教育長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第12について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。

報告事項1 令和5年度江東区立中学校生徒海外短期留学について及び報告事項2 令和5年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理については、ともに海外短期留学に関する案件のため、一括して、説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 令和5年度江東区立中学校生徒海外短期留学について、御報告いたします。

資料15を御覧ください。

本事業は、江東区立中学校第3学年に在籍する生徒をカナダに短期間派遣し、語学研修、ホームステイ等を体験することにより、国際化に対応した人材の育成を図ることを目的としております。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から昨年度まで3年間で実施することができませんでした。今年度は4年ぶり、34回目の実施となります。

1、留学日程等を御覧ください。派遣先はカナダ、ブリティッシュコロンビア州のバンクーバーから車で90分ほど離れたスクオミッシュとなっております。派遣生徒は42名です。

留学期間は、7月22日から8月1日までの11日間で、主な日程は、資料に記載してあるとおりでございます。

現地での英語学習を行い、英語の実践力を高めるとともに、ホームステイを通じて、地域の方々との交流も深めていきたいと考えております。また、留学中には、江東区と姉妹都市関係にあるカナダのサレー市も訪問する予定でおります。

裏面の2、事前・事後研修会計画を御覧ください。42名の留学生は、5月11日に教育センターで結団式を行い、事前研修をスタートさせております。カナダへ出発するまでに8回の事前研修会。そして、帰国後は2回の事後研修会。そして、各学校での報告会を行うこととなります。

今年度、留学生を引率するのは、第三亀戸中学校の小林一志校長を団長とした中学校義務教育学校後期課程の6名の先生。そして、教育委員会事務局の指導主事の計7名でございます。

報告は以上です。

続きまして、令和5年江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理について、御説明いたします。

資料11を御覧ください。令和5年度江東区立中学校生徒海外短期留学の生徒引率に伴う、第三亀戸中学校小林一志校長のカナダへの出張期間、7月22日から8月1日までの11日間について、野口武史副校長が校長の職務代理を行います。

このことについては、学校教育法第37条6項に規定された「副校長は校長が欠けたときはその職務を行う」によるものでございます。また、江東区立学校の管理運営に関する規則第6条におきましても、副校長が職務を代行する場合として、校長の海外出張を規定しております。

報告は、以上です。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。

よろしいでしょうか。

先ほど、指導室長からもありましたけれども、5月11日に結団式がございまして、私も参加いたしました。生徒42名としっかりと会ってきましたけれども、非常にこの事業に参加する意欲というのが高く感じられました。

今後、研修を重ねていくところですが、教育委員会といたしましても、4年ぶりということですので、安全安心を第一にしっかりと現地と連絡を取りながら、進めていきたいというふうに考えております。そのときは、学校日記に掲載しておりますので、ぜひまた御覧いただければと思います。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 専決処分した事件の報告について、事故の損害賠償額の決定を説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、専決処分した事件の報告について、御報告いたします。

資料12を御覧ください。

事故は1件です。発生日月は令和4年6月15日、発生場所は江東区白河四丁目4番1号イーストコモンズ清澄白河パークフラッツの駐車

場であります。

事故の状況ですが、江東区立元加賀小学校の教員が、体力テストのソフトボール投げの指導を行った際に、投げた球が校庭道路側のフェンスを越え、校庭外に出てしまい、その際マンションの駐車場に入るために停車中の車両のドアにボールが直撃し、車両のドアを損傷させたということであります。

この事故に関わるけが人はおりません。

専決処分決定年月日は令和5年3月24日、損害賠償額は261,789円でございます。

今回専決処分となった事故は、教員の不注意によって起こった事故であり、十分に注意することで、未然防止が図れたと考えております。今後、学校・園における事故防止の徹底について、さらなる徹底を図ってまいります。

報告は、以上です。

本多教育長 本件について、質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。こちらはもう大分前、6月15日に発生しているので、相手方の車がもう直ったというのは、すぐに対応は済んでいるという理解でいいんですよね。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 そのとおりでございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 となると、3月24日の決定というのは、どういうふうに解釈したらいいのでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 決定日につきましては、区の賠償額、いわゆる修理等々でかかる費用が決定して、区が、じゃあこれをお支払いしますという形になってございますので、その決定日という形になります。事故の対応についてはすぐに行っておりますが、区としての賠償額を修理でこれだけかかった、相手さんとのやり取りの中で決定した日付という形になってございます。

本多教育長 要するに、速やかに対応するために専決で行ったという形になるので、

このときにもう既に決定して行ってあって、今ここに報告されたというふうには御理解いただければ。

安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ちなみにこういったものって、保険で賄えないものなんでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 実際は賠償保険に入っておりますので、基本的にはこの金額については保険からというふうには認識をしております。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

安部委員 はい。

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 特別支援教室の拠点校増設についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 特別支援教育拠点校の増設について、御報告いたします。

資料13を御覧ください。特別支援教室は通常の学級に在籍している発達障害の児童・生徒が、学校生活や学習上の困難の改善・克服を図るために全校に設置された教室です。特別支援教育拠点校の発達障害教育を担当する教員が、拠点校グループ内の特別支援教室を巡回し、一部の時間、指導いたします。

1にあるとおり、現状と課題は、現在、特別支援教育点校の巡回指導員1人当たりの担当児童・生徒数が増え、小・中学校13校のうち6校が、東京都の定数比率1.2対1を超えています。巡回スケジュールに時間の余裕が少なく、校内における連携や支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応が難しい状況にあります。

裏面の地図にあるとおり、区内全ての地域で偏りなく、安定した指導を行うためには、拠点校を増設し、巡回しやすく学校をまとめる必要があります。

増設のメリットは2のとおり、現在の課題を解消することで、巡回指導教員がグループの巡回校の教員間の連携を今まで以上に密にし、児童・生徒への早期対応、保護者の理解を進めることで、全ての学校で特別支援教育の充実を図ることができるようになります。

拠点校と巡回校のグループ編成案は3のとおりです。今年度は巡回校が6校以上のグループが多くあります。令和6年度は増設により、各グループ3校から5校となります。増設予定の小学校は、浅間堅川小学校と北砂小学校の2校、中学校は深川第六中学校と第三亀戸中学校の2校です。

今後、校・園長会に、そして、東京都に報告、来年度4月1日から稼働する予定です。

御報告は、以上となります。

本多教育長 本件について、質疑願います。

よろしいでしょうか。子どもたちのためにも、よりよくなるということですので、今後もこういった形で改善が図ればなというふうに思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 江東区放課後子どもプラン後期計画策定についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 江東区放課後子どもプランの後期策定計画について、御説明させていただきます。お手数ですが、資料14を御覧ください。

1の背景・目的についてでございますが、お手元にお配りしております、平成31年3月に策定しました江東区放課後子どもプラン。こちらでは、令和元年度よりおおむね10年間の年次目標としておりまして、そちらは前期5年に取り組む方針をお示ししております。

今年度におきましては、令和6年度から後期5年間の計画策定に向け、検討組織を設置しまして、前期5年の取組方針を見直して、さらなる課題解決に向けて取り組むことといたしております。

2の放課後子どもプラン後期策定計画に向けた検討体制についてでございます。まず、図の下部にございます放課後子どもプラン後期計画策定PTを立ち上げまして、こちら現場の意見を基に課題を整理いたしまして、中ほどにございます、放課後子どもプラン検討委員会に報告させていただきます。

検討委員会は、課題に基づいて、方針案を作成し、図の上部にございます、放課後子どもプラン推進委員会で、方針案の意見を伺います。そして、頂いた御意見、また、その後保護者や児童に行う意向調査、そして区民からのパブリックコメントを方針案に反映させまして、最終的に検討委員会が計画案を策定する流れとなっております。

それぞれの組織体制のメンバーにつきましては、2ページにございます、A4横長になっておりますが、そちらのほうに江東区放課後子どもプラン後期策定計画に向けた検討体制図を、後ほど御確認いただければ

と思います。

3のスケジュールについてでございます。詳しくは、別紙の江東区放課後こどもプラン後期策定計画スケジュール。これはA3の横長のものになります。こちらを御覧いただければと思います。このスケジュールの上段から中段までは、それぞれが、先ほど説明させていただきました検討体制におけるスケジュールを表しております、おおむね10月下旬から1月上旬に素案ができて、12月にパブリックコメントを得て、1月下旬には案ができる予定としております。

また、素案と案につきましては、スケジュール下段にお示ししてございます、11月と2月に教育委員会に、そして12月と3月に、区議会文京委員会で御報告した後に、3月にプランが完成すると。そして、交付に至るといった予定となっております。

私からの説明は、以上でございます。

本多教育長 本件について、質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。令和5年の6月下旬、もうすぐですね。ニーズの調査から始まるということで、こちらは、この放課後こどもプラン後期計画策定プロジェクトチームの皆さんが中心となってなさることになるのでしょうか。できればこのニーズ調査をもう少し御説明いただけると助かります。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 こちらのニーズ調査につきましては、事務局の地域教育課として行います。ただ、アンケートそのものの中身、こちらについてはPTの中で素案として練り上げてまいりたいと思っております。質問数としては、35問から40問を検討しております。

そして、そちらにつきましては、今後、6月中に6校ほど選定いたしまして、全校生徒・児童を対象に、御協力を頂くということになってございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。今の6校というのは、保幼小中を含めてどんな感じのイメージですか。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 こちらにつきましては、きつずクラブの利用対象ということになりますので、全て小学校を想定してございます。ですから、きつずクラブの設置小学校を対象に、中には特別支援学級の設置校も織り交ぜております。あと、地域バランスも考えて、区内一定程度バランスが取れた形ということで行う予定でございます。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今週月曜日に、第1回の委員会が開催されました。私のほうからも、委員のメンバーの方々に、よりよいこどもプランの策定に向けて、しっかりと御協議くださいということについてはお願いをしてきたところがあります。

本区においては、このこどもプラン、こどもたちの居場所づくりですけれども、量の確保のみならず質の向上というところで、質の確保をしっかりとしていこうというのが、本区の考え方ですので、そういったところを踏まえたよりよいこどもプランにしていきたいというふうに思っております。

新区長も、「こどもまんなか」ということを掲げておりますけれども、江東区教育委員会といたしましても、「こどもまんなか」はこれまでもそうでしたが、これまで以上にしっかりとやっていきたいと思っておりますので、それに基づいて各検討委員会、そして、推進委員会のほうでしっかりと協議をしていただければなというふうに思っているところがあります。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 電子図書館サービスの開始についてを説明願います。

江東図書館長。

榎本江東図書館長 それでは、報告事項6、電子図書館サービスの開始について、御説明いたします。恐れ入りますが、資料15を御覧ください。

趣旨でございますけれども、インターネット環境と通信機器を利用して、場所に捉われることなく24時間いつでも電子書籍の貸出・予約・返却ができるサービスを導入するものでございます。

2のサービスの概要でございます。名称、対象者は記載のとおりでございます。また、提供の冊数は令和5年度、今年度につきましては、約5,000タイトルを予定しており、そのうち、児童・生徒向けに約3,000タイトルを提供予定でございます。なお、開始日は令和5年7月10日を予定しております。

そのサービスの特徴でございますけれども、図書館に来館せずに貸出・返却等が可能となるほか、電子の特性を活かしまして、文字の拡大、あるいは音声の読み上げ等の読書支援も可能となります。

最後に4、その他といたしまして、児童・生徒の読書活動を推進するため、区立小中学校・義務教育学校の4年生以上の児童・生徒に対し、電子図書館専用のIDを配付し、1人1台端末と連携して、電子図書館を活用いただくことを予定しているところでございます。

説明は、以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。基本的には児童・生徒向けを中心に進めていこうという意図かなと思うんですけども、今、こどもたちにクロムブックを配付していますが、そちらを利用するという意図で合っていますか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 委員のおっしゃるとおりで、1人1台端末と連携をいたしまして、例えばこの端末のブラウザのお気に入り、電子図書館のホームページを登録したりですとか、あるいは、電子図書館の利用方法の動画を作成する予定ですけども、こちらも1人1台端末で視聴ができるように設定をさせていただき予定でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。とりあえず4年生以上にして、これから下の学年も進めていくようなイメージという理解で合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 サービス導入に当たりまして、まずは4年生以上ということで設定をさせていただきました。今後学校とも意見交換をしながら、IDの配付の対象については、検討してまいります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほかいかがでしょうか。
今、安部委員からもありましたけれども、電子もそうですが、紙のよさというのもあるので、その両方をこどもたちにしっかり味わわせてい

く。それから、こどもの不読率というものを下げていくということも1つありますけれども、この電子図書館が1つのきっかけになって、こどもたちにより多くの本に触れてもらえるような形に進めていければなどというふうに思っているところであります。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 江東区立図書館指定管理者の選定手続きについてを説明願います。

江東図書館長。

榎本江東図書館長 それでは、報告事項7の江東区立図書館の指定管理者の選定手続きについて、御説明いたします。資料16を御覧ください。

本件は、令和元年度から指定管理者制度を導入した豊洲図書館ほか3館の今年度末の指定期間満了と併せまして、新たに整備する（仮称）有明こども図書館を含む計5館の指定管理者の選定の手続を今年度実施するものでございます。

今回選定を行う施設の名称、所在地につきましては、1に記載のとおりでございます。

現在の指定管理者につきましては、2に記載のとおり、株式会社ヴィアックスで、指定期間は令和元年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

3、選定方法でございますが、記載のとおり、公募により選定を行います。

今後の日程でございますけれども、8月に指定管理者の候補者を決定し、第3回区議会定例会に議案を提出する予定でございます。区議会での議決後、有明こども図書館につきましては、先行して協定書を締結し、令和6年3月中に運営を開始し、その後、豊洲図書館ほか3館についても同様の手続を経て、4月から新たな指定管理者による運営を開始する予定でございます。

以上でございます。

本多教育長 本件について、質疑願います。

よろしいでしょうか。

適切に選定されて、よりよい図書館ができていくことを期待したいなと思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項8 学校施設の収容対策について及び協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表については、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項8及び協議事項1は秘密会といたします。

以上で、傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従い、御退室願います。

それでは、報告事項8 学校施設の収容対策について、及び協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表については、互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

本案について事務局より説明願います。

庶務課長。

星名庶務課長 まず、報告事項 学校施設の収容対策についてを御説明いたします。

資料の17を御覧ください。学校施設の収容状況につきましては、毎年5月1日現在の住民基本台帳及び児童・生徒数を基に、将来推計を実施してございます。今般は令和11年度までを推定し、収容対策が必要な学校を取りまとめたところでございます。

資料記載のとおり、今後収容対策が必要とされる学校につきましては、小学校が9校、中学校が3校、義務教育学校前期課程1校となっております。昨年度からの変化でございますが、越中島小学校、元加賀小学校、枝川小学校が収容対策が必要な学校から外れ、新たに第二辰巳小学校、深川第三中学校が、収容対策の必要な学校となったところでございます。

これらの学校につきましては、収容対策の表のところに記載のとおり、教室改修等による収容対策を検討してまいります。なお、有明西学園につきましては、前期課程での利用可能教室数については超過するものの、後期課程との合計で、教室数については超過してございませんので、こちらでの対応を考えてございます。

なお、本区の児童・生徒数につきましては、減少に転ずる時期が来ると想定されてございますが、当面は児童・生徒数の増加が見込まれ、現状の推計では収容対策をしても、ぎりぎりの収容が可能な学校というものも多くありますので、引き続き推移を注視しながら適切な収容対策を実施してまいりたいと考えてございます。

続きまして、協議事項 江東区マンション計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設の公表についてでございます。

資料18を御覧ください。

この条例につきましては、学校や保育園などの公共施設の収容に関わるというところでございまして、一定規模のマンションを建設する場合に、事業者はその土地取引を行う前に、区長にその内容を届け出なければ

ばならないと定めてございまして、こちらを受ける形で、区長が公共施設の状況を公表するというふうになっているというものでございます。

本日は、公表が予定される施設のうち、教育委員会所管の小学校、中学校、義務教育学校きつずクラブの状況について、御説明をいたします。

私からは学校関係について、その後きつずクラブの状況については、地域教育課長より御説明をいたします。

まず、小学校の状況でございます。資料18、2ページを御覧ください。

表の児童数・クラス数は、5月1日現在の数字でございます。次の最大使用教室数につきましては、先ほどの収容対策の報告で御説明した令和11年度までの児童・生徒の推計値から、必要となる最大の使用教室数を記載してございます。

次の利用教室可能数は、改修等を必要とせず、現在普通教室として利用できるというところの教室数となっております。最大使用教室数が利用可能教室数を超えるものにアスタリスクをつけてございまして、先ほど御説明いたしました9校が収容対策が必要な学校となっております。いずれも特別教室の普通教室への改修等を検討してまいります。

次に、中学校の状況でございます。資料4ページを御覧ください。

表の記載方法につきましては、小学校と同様でございます。収容対策が必要な学校については、3となっております。

続きまして、義務教育学校についてでございます。資料6ページを御覧ください。

有明西学園前期課程での収容対策が必要となりますが、先ほど御説明しましたとおり、後期課程との合計で充足していることから、合計での教室数で対応を検討してまいります。

私からの説明は、以上でございます。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 引き続きまして、私からは江東きつずクラブの状況について、御説明させていただきます。

お手数ですが、7ページをお開きください。こちら、江東きつずクラブの5月1日における登録状況についてでございます。まず、全学年の児童を対象としました入会要件を設けていないA登録の状況。こちらにつきましては、小学校及び義務教育学校全46校で実施でございますが、表の最下段に記載のとおり、合計で7,892名。昨年同時期の登録者数は6,071名でございまして、対前年比1,821名の増となっております。

続きまして、8ページをお開きください。次に、B登録の状況でございます。こちらは学童クラブ機能を有するものでございまして、保護者

の就労等が登録要件となるものでございます。

表に記載の入会可能数につきましては、児童1人当たりの面積、1.65平方メートル以上確保するに当たり、利用実態等を勘案し算定した人数となっております。

B登録のうち、まずは小学校内設置のクラブについてでございます。専用スペースの確保が困難な4校を除いた42校で実施しております。実施していない4校につきましては、その次のページに記載の近隣にあります、校外きつずクラブをその受皿として、対応を図っているものでございます。

5月1日現在の登録状況でございます。表の最下段に記載のとおり、入会可能数は4,565名、登録数は3,772名となっております、前年から412名の増となっております。

続きまして、9ページをお開きください。こちらは、B登録者の学校外クラブの状況になります。5月1日現在、入会可能性は1,629名、登録数は971名でありまして、前年から35名の減となっております。

私からの説明は、以上でございます。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。資料17のほうのお話なのですが、ざっと見ると、小学校9校のうち、現在と比べての差が顕著だなと思っているのが幾つか気になったので確認なんですけれども、扇橋は4つ、毛利は6つ、あと今回出た二辰が5つであります。特に毛利小学校はもともと12が18というのは、1.5倍ですよ。インパクトありすぎるような気がするんですけれども、これは本当に特別教室だけで賄えるものなののでしょうか。特別教室を改修するというやり方で大丈夫なのかなと心配になったので、教えてください。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 毛利小学校につきましては、おっしゃるとおり必要教室数が実際かなり増えます。ここについては、改修だけでは足りないというふうには考えてございますが、こちらについては、学校選択で入ってくる児童・生徒数が多いというところがございますので、そこを絞るという形で考えてございまして、基本的には区域内のところで収まれば、教室を改修すれば入れる状況になるというところがございます。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ということは、毛利小学校に関してなんでも、最大の18を確保するために今から動くということではなくて、あくまで今こんな予測が立っているよという前提で、今後相談していくということですね。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 おっしゃるとおりでございます。あくまで推計でございますので、この後改修が必要になる、1年ぐらい改修かかりますので、そのタイミングで改めてどこまでどういうふうにしていくのかというのは判断をするという形でございます。

ちなみに毛利については、さらに改修で増やせる教室数が2ありまして、合計14までは入れるという形で組んでございます。今回18まで行ってしまうので、この18をさらに14まで抑えるという手だても改めて行っていくというところ。

それと、先ほど説明としてはそれほど触れていませんが、児童・生徒数については、こちらについては基本的にはマックスです。教室が足りなくなると困るので、かなりアッパー数で見て児童推計というのは行っているという状況でございます。

なので、年々児童・生徒数のピークというのが下がってきているという状況もございますので、その辺も踏まえながら無駄にはならないように、学校選択もなるべく狭めないような形では検討していくという形でございます。あくまでこれは現時点での状況というふうに捉えていただければと思います。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。協議事項1について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来教育委員会会議規則で非開示とすることになってはいますが、区議会の審議終了後公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第5回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。